二十　主要食糧の買入れ及び売渡しの価格の決定並びに主要食糧の価格の安定に関すること。
二十一　輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。
二十二　農産物検査法の規定による農産物の検査に関すること（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。
二十三　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定、業務勘定及び調整勘定の経理に関すること。
二十四　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

第六条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に、「第四号、第六号、第八号」を「第三号、第五号、第七号」に、「第十一号、第十三号及び第十四号」を「第十号、第十二号及び第十三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　農産部は、前項第一号（畜産部の所掌に属するものを除く。）、第二号、第四号、第六号、第七号（畜産部の所掌に属するものを除く。）、第八号、第九号、第十一号、第十三号（畜産部の所掌に属するものを除く。）及び第十四号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

第七条第一号中「協同組合検査」を「協同組合等検査」に改め、同条第十一号及び第十五号中「こと」の下に「（協同組合等検査に関することを除く。）」を加え、同条第二十二号中「協同組合検査」を「協同組合等検査」に改め、同条第二十三号中「こと」の下に「（協同組合等検査に関することを除く。）」を加える。

第八条第一項第十二号中「こと」の下に「（協同組合等検査に関することを除く。）」を加える。

第十条第一項中「総合食料局及び」及び「それぞれ」を削る。

第十一条の見出し中「政策評価審議官」の下に「、生産振興審議官」を加え、同条第一項中「政策評価審議官一人」の下に「、生産振興審議官一人」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　生産振興審議官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する重要事項のうち農畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関するものの企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第十二条の見出し及び同条第一項中「政策報道官」を「報道官」に改め、同条第三項中「政策報道官」を「報道官」に改め、「広報」の下に「その他の農林水産省の所掌事務に関する広報」を加える。

第十三条の見出し中「置く課」を「置く課等」に改め、同条第一項中「協同組合検査部」を「検査部」に、「情報評価課」を「評価改善課」に、「環境バイオマス政策課」を「環境政策課」に改め、同条第三項中「四課」を「三課及び統計企画管理官一人」に改め、「統計企画課」を削り、同条第四項中「協同組合検査部」を「検査部」に改める。

第十四条第三号中「報道関係者に対する」を削る。

第十九条第一号中「並びに会計の監査」を削る。

第二十二条を次のように改める。

（評価改善課の所掌事務）

第二十二条　評価改善課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

二　農林水産省の行政の監察に関すること。

三　農林水産省の所掌に係る会計の監査に関すること。

四　農林水産省の保有する個人情報の保護に関すること。

第二十三条第一号中「総合食料局」を「食料産業局」に改め、同条に次の一号を加える。

四　農林水産省の所掌事務に係る物資についての物価対策に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものの総括に関すること。

第二十四条の見出しを「（環境政策課の所掌事務）」に改め、同条中「環境バイオマス政策課」を「環境政策課」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削る。

第二十五条第一号中「こと」の下に「（食料産業局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十八条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する総合的な企画及び立案並びに推進に関すること。

四　国立国会図書館支部農林水産省図書館に関すること。

第二十九条を削り、第三十条を第二十九条とし、第三十一条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（統計企画管理官の職務）

第三十一条　統計企画管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係る統計に関する企画及び立案に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌事務に係る統計の発達及び改善に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第三十二条第一号及び第二号中「協同組合検査」を「協同組合等検査」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「協同組合検査」を「協同組合等検査」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「協同組合検査部」を「検査部」に改め、同号を同条第五号とする。

第三十三条中「協同組合検査」を「協同組合等検査」に改め、「（都道府県知事の要請によるものを除く。）」を削る。

第一章第二節第三款第二目を削る。

第一章第二節第三款第三目中第四十三条を第三十四条とし、第四十四条を第三十五条とする。

第四十五条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第三十六条とする。

第四十六条に次の三号を加える。

三　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

四　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関することを除く。）。

五　農産物検査法の規定による農産物の検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

第四十六条を第三十七条とし、第四十七条から第五十一条までを九条ずつ繰り上げる。

第一章第二節第三款第三目を同款第二目とし、同目の次に次の一目を加える。

第三目　食料産業局

（食料産業局に置く課）

第四十三条　食料産業局に、次の七課を置く。

総務課
企画課
新事業創出課
産業連携課
バイオマス循環資源課
食品小売サービス課
食品製造卸売課

（総務課の所掌事務）

第四十四条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食料産業局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、食料産業局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（企画課の所掌事務）

第四十五条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食料の生産及び流通の合理化に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　農林水産省の所掌事務に係る物資の流通の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

三　農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

四　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する政策の企画及び立案に関すること。

五　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する事務の連絡調整に関すること。

六　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関すること。

七　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する外資導入に関する事務の総括に関すること。

八　商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること（協同組合等検査に関することを除く。）。